

## 総合評価方式（建設工事）における評価値算出方法の改定について

### 1 目的

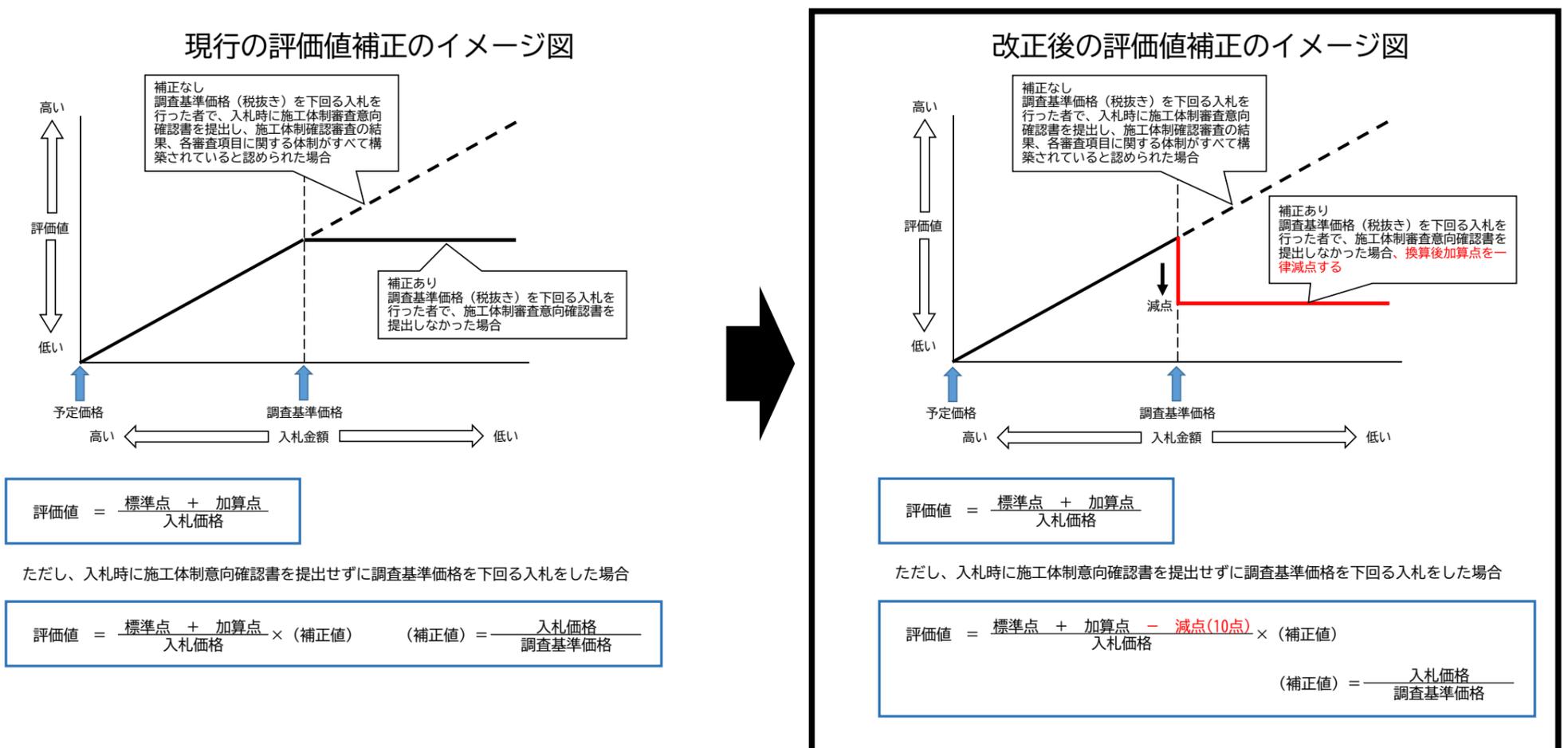
三重県発注工事において、労務費や材料費等が確実に確保され、下請企業、労働者、資材メーカーにダンピング受注のしわ寄せが及ぶことを防ぐため、総合評価方式において低入札対策を強化し、適切な価格での受注がなされるようにします。

### 2 現状

現行の施工体制確認型総合評価（予定価格事前公表案件）では、施工体制意向確認書を提出せずに調査基準価格未満の低入札をした場合、評価値は調査基準価格で入札した企業と同じ式で算出することとなっていることから、低入札価格での落札がありうるものとなっています。

### 3 改定内容

このため、施工体制確認型総合評価（予定価格事前公表案件）において、施工体制意向確認書を提出せずに調査基準価格未満の低入札をした場合の評価値算定式を見直し、減点する項目を設けた算定式で評価値を算出することとします。減点は換算後の加算点から10点とします。



※施工体制審査意向確認書を提出して調査基準価格未満の低入札をした場合、施工体制確認審査を実施し、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められた場合は評価値は補正せずに算出し、すべて構築されていると認められなかった場合は失格とすることについては、改定はありません。

### 4 適用時期

令和6年4月1日以降公告にかかるものから適用します。

三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>)

【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696

